## 浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年2月24日(水) 14時00分~15時00分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階 教育委員会室
- 3 出席状況 出席者

教	育	長	花	井	和	徳
教育長	職務代	理者	渥	美	利	之
委		員	安	田	育	代
委		員	黒	栁	敏	江
委		員	田	中	佐和子	
委		員	神	谷	紀	彦

## (職員)

学校教育部長	伊	熊	規	行
学校教育部次長 (教育総務課長)	吉	積	慶	太
学校教育部次長 (教職員課長)	高	橋	宏	典
学校教育部参事 (教育審議監)	竹	内	孝	夫
教育総務課就学支援担当課長	大	西	敏	巳
指導課教育総合支援担当課長	石	JII	博	則

## (事務局職員)

教育総務課長補佐影 山 和 則教育総務課総務グループ長笹 ケ 瀬 優教育総務課主任木 下 知 紗

- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 木下 知紗
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録 録音の有無 無
- 8 会議記録

(教育長) 令和3年2月24日の浜松市教育委員会を開催する。

傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するということで、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可することとする。

ただし、第 10 号議案、報告イ及び報告ウについては、人事案件等になるため、非公開で行うこととするがよろしいか。

## (異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は安田委員と田中委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が2件、報告が3件ある。第10号議案、報告イ及び報告ウについては、 非公開で行うため、すべての議事の最後に審議する。

最初に、第9号議案「浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部 改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課)最初に報告が1点ある。2月8日にメールにて連絡した案件になるが、本年1月27日の定例会で議会への提出について承認いただいた「第3号議案浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の議会提案について」である。この条例文中で引用していた政令の廃止が、2月3日付で公布、2月13日に施行されたことに伴い、条例文中で規定していた「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」という文言を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)」に修正し、議会提案を行ったことを報告する。ただし、条例改正の趣旨や特殊勤務手当の支給に関する内容に変更はない。

それでは、第9号議案浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について説明する。この規則改正は、2月議会において審議中の浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正が可決されることを前提としてものである。議案は、資料1ページから2ページまで、議案の説明資料は、3ページになる。3ページをご覧いただきたい。提案理由は、教育職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症などの感染症から児童生徒等の生命及び健康を保護するために行

なわれた措置にかかる作業に対し、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当及び防 疫作業手当を支給可能とする浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 を受け、教育委員会規則の改正を行うものである。次に改正内容として、最初に、新 型コロナウイルス感染症防疫等作業手当の支給に関することについて説明する。手当 の支給対象となる作業を、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがある作業と し、養護教諭が感染またはその感染の恐れがある児童生徒等の搬送の付き添いなどを 行った場合、支給対象とする。この他、防疫作業手当との二重支給の禁止及び従事時 間が2時間未満だった場合は、支給額を半減する。支給額は、教職員が新型コロナウ イルス感染症に感染する恐れがある作業に従事した場合、1日3,000円を支給、特に 危険性が高い作業については 4,000 円を支給する。なお、従事時間が 2 時間未満の場 合、3,000円が1,500円、4,000円が2,000円と支給額を半減する。次に、防疫作業手 当の支給に関することについて説明する。感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律に定める一類感染症、二類感染症に相当するものを、同法に規定する 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新型感染症とし、手当支給対象の患者 の輸送、防疫作業を行った場合、支給対象とする。支給額は、教職員が感染症患者の 輸送・感染症の防疫作業、開放性結核患者の予防救治の業務に従事した場合は、1件 あたり 450 円、一類感染症及び手当支給対象感染症のうち一類感染症に相当するもの に従事した場合は、1件あたり600円を支給する。最後に、施行期日について、この 規則は、公布をする翌日から施行する。なお、規則改正案については、本日の教育委 員会の審議に先立ち、人事委員会において協議いただき、問題ない旨の回答をいただ いている。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員)改正内容は、業務に従事する教職員の視点からも良いと思う。ただし、質問が2点ある。1点目は、追加する2つの特殊勤務手当の申告は自己申告制なのか。 2点目は、学校で発熱が確認された児童生徒の看護、搬送の付き添いを行った場合、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当の支給対象となるのか。

(教職員課) 1点目の特殊勤務手当の申告の仕方について説明する。3月1日の議会可決後、翌3月2日が公布日となり、5月18日の学校再開以降で、対象となる事例の有無の確認を全校に通知する。初めてのことなので、支給対象となるか否かを1件ずつ教職員課で確認し、支給対象となる場合は、通常の特殊勤務手当を申請と同じやり方で各教職員が申請することになる。次に、2点目の支給対象とする児童生徒について説明する。現在想定しているのは、単に熱がある児童生徒は支給対象とせず、医師や保健所等からPCR検査を受けた方が良いと判断された児童生徒の看護等を行った場合を支給対象とする。なお、PCR検査を受けた結果、陰性であっても支給対象とする。

(神谷委員) 特殊勤務手当名に「新型コロナウイルス感染症」と具体的な名称があるが、新型コロナウイルス感染症の分類が変更になった場合、どのような取扱いとなるのか。また、新たな感染症が発見された場合、今回のように新たな勤務手当を追加するのか。

(教職員課)今回追加する特殊勤務手当は、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当と防疫作業手当の2本立てで、市長事務部局と併せたものである。基本的な考え方は、まず、新型インフルエンザや二類感染症を防疫するために防護服などを着用して消毒等の作業に従事した場合、防疫作業手当を支給する。ただし、新型コロナウイルス感染症に感染する恐れがある作業を従事した場合には、防疫作業手当ではなく、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給するものである。従って、新型コロナウイルス感染症の分類が変更になった場合、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当についても見直しを検討する必要がある。また、新たな感染症が発見された場合、まずは、防疫作業手当で対応できるか否かを検討することになる。

(教育長) その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

ここで、報告事項に移る。

(報告)

- ア 令和3年度発達支援学級新設予定校について (教育総務課、指導課)
- イ 令和3年度浜松市立小学校及び中学校の学級編制の基準について (教職員課) ※非公開
- ウ 令和3年度浜松市立小学校及び中学校の学級編制基準日について (教職員課) ※非公開

(議案) ※非公開

第10号議案 教職員の人事について

(教職員課)

(教育長)以上で、本日の教育委員会を終了する。